

「令和5年の犯罪情勢」



警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 荒木 学

1 情勢

(1) 犯罪情勢の分析に当たっての考え方

令和5年の犯罪情勢の分析に当たっては、サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化等、目まぐるしく変化する国内外の情勢を踏まえて、指標の選定を行っております。

まず、犯罪の発生状況の大勢を把握するため、第一の指標として、刑法犯認知件数並びにそのうち前年からの変動がみられるもの及び国民の体感治安に影響するとみられるものを取り上げています。

次に、第二及び第三の指標として、科学技術の急速な発展により国民生活の利便性が向上する裏側で、当該技術を悪用して敢行され、被害が拡大しているサイバー事案及び特殊詐欺を取り上げています。

さらに、第四の指標として、情報通信技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい一方で、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きい人身安全関連事案¹を取り上げています。

このほか、これらの指標からは捉えられない国民の治安に関する認識を把握するために、令和5年10月に警察庁において実施した「治安に関するアンケート調査」²の実施結果について取り上げています。

(2) 犯罪類型ごとの分析

ア 刑法犯

刑法犯認知件数については、令和5年は各地域における人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで戻りつつあることから、令和元年との比較についても検討することとしています。

刑法犯認知件数の総数については、平成15年から令和3年まで一貫して減少してきたところ、令和5年は70万3,351件³と、戦後最少となった令和3年から2年連続して増加し（前年比17.0%増加）、令和元年の水準に近づいており（令和元年比6.0%減少）、今後の動向について注視すべき状況にあります。

認知件数の内訳を見ると、総数に占める割合が大きい街頭犯罪⁴が、24万3,987件（前年比21.0%増加）と、伸び率が大きく、令和元年の水準に近づいています（令和元年比10.6%減少）。

¹ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案や児童虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案。

² 全国の15歳以上の男女5,000人を対象に、年代別・性別・都道府県別の回答者数の割合が令和2年国勢調査の結果に準じたものとなるようインターネットを通じて実施したもの。

³ 1 (2) アにおける令和5年の数値は確定値。以下同じ。

⁴ 路上強盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいのほか、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買、暴行、傷害及び恐喝のうち街頭で行われたもの。

その中でも、自転車盗、傷害及び暴行については、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加が一定程度影響したとみられます。また、侵入犯罪の認知件数は5万5,269件となり、前年比で19.1%増加、令和元年比で22.3%減少となっています。

イ サイバー事案

近年、サイバー空間は、地域や年齢、性別を問わず、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げた一方で、国内外で様々なサイバー事案が発生するなど、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、令和5年は発生件数が5,528件、被害総額は約86億円と急増し、いずれも過去最多となっています（それぞれ前年比で386.6%、465.7%増加）。被害の大部分は個人であり、そのうち40代から60代の被害者が60.0%を占めています。インターネットバンキングに係る不正送金事犯の手口は様々であり、また、情勢や対策等に合わせて手口が変化することがあります。令和5年においては、その被害の多くがフィッシングによるものとみられており、金融機関を装ったフィッシングサイト（偽のログインサイト）へ誘導する電子メール等が多数確認されています。

また、ランサムウェアと呼ばれる不正プログラムによる被害は全世界で深刻化しており、国内においては、令和5年中に警察庁に報告された企業・団体等におけるランサムウェアによる被害件数が197件と、前年比で14.3%減少したものの、依然として高い水準で推移しています。加えて、データを暗号化する（ランサムウェアを用いる）ことなくデータを窃取し対価を要求する手口（「ノーウェアランサム」）が新たに30件確認されるなど、手口が巧妙化・多様化している実態があります。

さらに、サイバー攻撃については、DDoS攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害が複数発生し、一部の事案に関しSNS上でハクティビストや親ロシア派ハッカー集団からの犯行をほのめかす投稿が確認されています。また、中国を背景とするサイバー攻撃グループ「BlackTech」（ブラックテック）による情報窃取を目的としたサイバー攻撃も確認されています。

令和5年中に警察庁が検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数は、1日・1IPアドレス当たり9,144.6件と過去最多（前年比18.6%増加）に上っており、その多くがIoT機器に対するサイバー攻撃やぜい弱性を有するIoT機器の探索行為であるとみられます。

ウ 特殊詐欺

特殊詐欺については、事件の背後にいる暴力団や準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループが、資金の供給、実行犯の周旋、犯行ツールの提供等を行い、犯行の分業化と匿名化を図った上で、組織的に敢行している実態にあり、令和5年の認知件数は1万9,033件、被害総額は約441.2億円と昨年に続き増加となり、深刻な情勢が続いている（それぞれ前年比で8.3%、19.0%増加）。

認知件数を犯行手口別に見ると、令和3年に急増した還付金詐欺の占める割合が減少した一方で、架空料金請求詐欺の占める割合が27.0%と大きく増加しています。この架空料金請求詐欺について、被害者を欺罔する手段として犯行の最初に用いられたツールは、ポップアップ表示の割合が43.8%となっており、性別・年代を問わず被害が発生しています。一方で、架空料金請求詐欺以外の特殊詐欺については、被害者は高齢女性が多くを占め、被害の大半は犯人からの電話を受けることに端を発しています。

こうした特殊詐欺事件の背後においては、SNSで特殊詐欺の実行犯を募集する者や、犯罪グループや特殊詐欺の実行犯に対して、預貯金口座や携帯電話を不正に譲渡する者、電話転送サービス等の提供を行ったり、電子マネー利用番号等の転売、買取等を行ったりしている悪質な事業者の存在が依然として認められます。

エ 人身安全関連事案

人身安全関連事案のうち、ストーカー事案の相談等件数は1万9,843件（前年比3.7%増加）と、依然として高い水準で推移しています。

また、ストーカー事案の検挙件数については、ストーカー規制法違反検挙、刑法犯等検挙はそれぞれ1,081件、1,708件であり（それぞれ前年比5.2%、3.5%増加）、依然として高い水準で推移しています。

また、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向にあり、令和5年は8万8,619件と、前年比で4.9%増加し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行以降で最多となりました。

児童虐待については、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加しており、令和5年は12万2,806人と、前年比で6.1%増加し、過去最多となりました。その態様別では、心理的虐待が9万761人と全体の73.9%を占めています。

これらを踏まえると、人身安全関連事案については、引き続き注視すべき情勢にあります。

オ 体感治安

前項までに述べたような指標からは捉えられない国民の治安に関する認識を把握するため、令和5年10月、警察庁において「治安に関するアンケート調査」を実施したところ、日本の治安について「よいと思う」旨回答した方は、全体の64.7%を占めました。

その一方で、ここ10年間での日本の治安に関し、「悪くなったと思う」旨回答した方は全体の71.9%を占めました。

(3) 犯罪情勢の総括

戦後最小となった令和3年以降、刑法犯認知件数が2年連続で前年比増加となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に近づきつつあります。また、重要犯罪の認知件数が既に令和元年を上回る数値となったほか、令和5年中には、国民に不安を与えるような事件等も発生しました。加えて、インターネットを利用した詐欺の増加等を背景として、財産犯の被害額が増加するなど、今後の動向について注視すべき状況にあります。

サイバー事案については、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害が過去最多となったほか、国家を背景に持つ集団によるサイバー攻撃も確認されているなど、極めて深刻な情勢が続いている。

特殊詐欺については、認知件数が3年連続、被害額が2年連続で増加したほか、全年代を対象とした架空料金請求詐欺の手口での被害が昨年比で大幅に増加するなど、深刻な情勢が続いている。

人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数がいずれも前年より増加したほか、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が過去最多に上るなど、注視すべき状況にあります。

また、前述のように複数の指標において、サイバー空間における技術・サービスをいわば犯罪のインフラとして悪用した事案の増加が認められました。

以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は、厳しい状況にあると認められます。

2 今後の取組

国民の安全・安心を確保するため、警察としては、我が国の社会情勢等が大きく変化している中、警戒の空白が生じることを防ぎ、直面する様々な課題に的確に対処するため、総合的な対策を、これまで以上に強力に推進します。特に、匿名・流動型犯罪グループに対し、部門や都道府県警察の垣根を超えて、戦略的な取締りを更に強化します。

街頭犯罪をはじめとする国民に不安を与える身近な犯罪の抑止に向け、それぞれの地域における治安情勢等に応じ、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、各種取組を推進するとともに、性犯罪に関しては、令和5年6月に公布された改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法の内容、趣旨等を踏まえ、被害申告・相談しやすい環境の整備や、被害者の心情に配意した適切な捜査をより一層推進します。また、SNSで実行犯を募集する手口等による強盗等については、犯罪グループの実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りを推進するとともに、AIシステムを活用したサイバーパトロールを行うなど、インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた取組等を推進します。

サイバー事案については、国家を背景に持つサイバー攻撃や被害が高水準で推移するランサムウェア事案等の脅威に対して、関東管区警察局サイバー特別捜査隊と都道府県警察とが一体となった捜査、実態解明等に取り組み、外国捜査機関等と連携した対処等を推進するとともに、脅威の深刻化に対応するための捜査・解析能力の高度化や事業者等と連携した被害防止対策を強力に推進します。特に、過去最多の被害を記録したインターネットバンキングに係る不正送金事犯については、最先端技術等の活用等によるフィッシング対策の高度化・効率化等、キャッシュレス社会の安全・安心の確保に向けた各種取組を推進します。

特殊詐欺については、関係事業者等と連携し、高齢者宅の固定電話へのナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストや留守番電話設定の普及、国際電話番号を悪用した詐欺の増加に伴う国際通話ブロックの推進等、犯人からの電話を直接受けないための対策のほか、令和5年に急増した架空料金請求詐欺について高額の電子マネーを購入しようとする客への声掛け等、被害防止対策を強力に推進します。また、令和6年度から、発生地警察から依頼を受けた首都圏等の警察が自らの管轄区域内の捜査を責任を持って行う「特殊詐欺連合捜査班(TAIT)^{タイト}」を各都道府県警察に構築することにより広域的な捜査連携を強化します。さらに、電話転送サービスに係る悪質な電気通信事業者等、犯行ツールに係る悪質な事業者について、情報収集を強化し、あらゆる法令を駆使してその取締りを推進します。

人身安全関連事案については、被害が潜在化しやすく、事態が急展開するおそれが大きいという特徴を踏まえ、関係機関と緊密に連携しつつ、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や被害者等の保護措置等の取組を推進します。

これらの取組を実効的に推進する上でも、所属・部門を超えたリソースの重点化や能率的でメリハリのある組織運営を一層図り、警察機能を最大限に發揮し、国民の期待と信頼に応えていきます。

「令和5年犯罪情勢」(警察庁)

(<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/index.html>) を加工して作成